

磐田市水防計画書変更案 新旧対照表（令和4年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
1	<p>第1章 総則</p> <p>第2節 用語の定義</p> <p>1 (略)</p> <p>2 水防管理団体 水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若しくは水害予防組合をいう（水防法第2条第2項）。 本市においては、天竜川水系は市が、太田川水系は太田川原野谷川治水水防組合が水防管理団体となる。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>6 洪水予報 国土交通大臣又は知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川（洪水予報河川。本市においては天竜川（国土交通大臣指定）及び太田川（知事指定）<u>（追加）</u>がこれに該当する。）について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う（水防法第10条第2項、水防法第11条第1項、気象業務法（昭和27年法律第165号）第14条の2第2項及び第3項）。</p> <p>7 水防警報 国土交通大臣又は知事が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸（水防警報河川等。本市においては、天竜川及び太田川 <u>（追加）</u>が該当する。）について、国土交通大臣又は知事が、洪水、津波又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（水防法第2条第8項、水防法第16条）。</p> <p>8 水位周知河川 国土交通大臣又は知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川をいう。本市においては、敷地川、<u>仿僧川及び今ノ浦川（追加）</u>が該当する。なお、国土交通大臣又は知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したときは、水位又は流量を示して通知及び周知を行う（水防法第13条）。</p> <p>第3節 水防の責任等</p> <p>1 (略)</p> <p>2 県の責任</p> <p>県は、水防管理団体が行う水防が十分に行われるよう、次の事項により水防能力の確保とその指導に努める責任を有する。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第2節 用語の定義</p> <p>1 (略)</p> <p>2 水防管理団体 水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若しくは水害予防組合をいう（水防法第2条第2項）。 <u>（削除）</u></p> <p>3～5 (略)</p> <p>6 洪水予報 国土交通大臣又は知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川（洪水予報河川。本市においては天竜川（国土交通大臣指定）、太田川及び原野谷川（知事指定）がこれに該当する。）について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う（水防法第10条第2項、水防法第11条第1項、気象業務法（昭和27年法律第165号）第14条の2第2項及び第3項）。</p> <p>7 水防警報 国土交通大臣又は知事が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸（水防警報河川等。本市においては、天竜川、太田川及び原野谷川が該当する。）について、国土交通大臣又は知事が、洪水、津波又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（水防法第2条第8項、水防法第16条）。</p> <p>8 水位周知河川 国土交通大臣又は知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川をいう。本市においては、敷地川、<u>仿僧川、今ノ浦川及び宇刈川</u>が該当する。なお、国土交通大臣又は知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したときは、水位又は流量を示して通知及び周知を行う（水防法第13条）。</p> <p>第3節 水防の責任等</p> <p>1 (略)</p> <p>2 県の責任</p> <p>県は、水防管理団体が行う水防が十分に行われるよう、次の事項により水防能力の確保とその指導に努める責任を有する。</p>	<p>・太田川原野谷川治水水防組合の解散に伴う削除</p> <p>・記載漏れ</p> <p>・記載漏れ</p> <p>・記載漏れ</p>
3	<p>第3節 水防の責任等</p> <p>1 (略)</p> <p>2 県の責任</p> <p>県は、水防管理団体が行う水防が十分に行われるよう、次の事項により水防能力の確保とその指導に努める責任を有する。</p>	<p>第3節 水防の責任等</p> <p>1 (略)</p> <p>2 県の責任</p> <p>県は、水防管理団体が行う水防が十分に行われるよう、次の事項により水防能力の確保とその指導に努める責任を有する。</p>	

磐田市水防計画書変更案 新旧対照表（令和4年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
4	<p>(1)～(2) (略)</p> <p>(5) 洪水予報の発表 知事が指定した河川（本市においては、<u>太田川(追加)</u>が該当する。）について、気象庁長官と共同で洪水予報を発表しなければならない。</p> <p>(6)～(13) (略)</p> <p>(14) 水防警報の発表及び水防警報河川等指定したときの公示 知事が指定した河川（本市においては、<u>太田川(追加)</u>が該当する。）について、水防警報を発表しなければならない。知事は、水防警報河川等を指定したときは、その旨を公示しなければならない。</p>	<p>(1)～(2) (略)</p> <p>(5) 洪水予報の発表 知事が指定した河川（本市においては、<u>太田川及び原野谷川</u>が該当する。）について、気象庁長官と共同で洪水予報を発表しなければならない。</p> <p>(6)～(13) (略)</p> <p>(14) 水防警報の発表及び水防警報河川等指定したときの公示 知事が指定した河川（本市においては、<u>太田川及び原野谷川</u>が該当する。）について、水防警報を発表しなければならない。知事は、水防警報河川等を指定したときは、その旨を公示しなければならない。</p>	<p>・記載漏れ</p> <p>・記載漏れ</p>
11	<p>第3章 水防組織及び事務</p> <p>第4節 <u>太田川原野谷川治水水防組合</u> 本市は、太田川及びその支川である原野谷川について、掛川市、袋井市及び周智郡森町と水防事務組合「<u>太田川原野谷川治水水防組合</u>」を組織し、水防に関する気象の予報、注意報、警報等により洪水及び高潮のおそれがあると認められたときから、洪水等の危険が解除されるまで、次の組織で事務を処理する。</p> <p>1 組織系統</p> <p>袋井水防区 静岡県袋井土木事務所 ↓ 水防管理者 太田川原野谷川治水水防組合管理市（袋井市） ↓ 市町水防区 袋井市・掛川市・磐田市・森町（消防団を含む。）</p> <p>2 一部事務組合の水防計画との関係 本水防計画に定めるもののほか太田川に係る水防については、<u>太田川原野谷川治水水防組合水防計画</u>によるものとする。</p>	<p>第3章 水防組織及び事務</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>・太田川原野谷川治水水防組合の解散に伴う削除</p>
21	<p>第8章 水位周知河川における水位到達情報</p> <p>第1節 静岡県知事が行う水位周知河川における水位到達情報の通知及び周知 静岡県知事が指定した太田川の支川である敷地川、仿僧川、<u>今ノ浦川、宇刈川</u>について、水位が氾濫危険水位（水防法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位）に達したときは、袋井土木事務所長から、その旨を当該河川の水位又は流量を示して<u>水防管理者（太田川原野谷川治水水防組合管理者）</u>に通知</p>	<p>第8章 水位周知河川における水位到達情報</p> <p>第1節 静岡県知事が行う水位周知河川における水位到達情報の通知及び周知 静岡県知事が指定した太田川の支川である敷地川、仿僧川、<u>今ノ浦川及び宇刈川</u>について、水位が氾濫危険水位（水防法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位）に達したときは、袋井土木事務所長から、その旨を当該河川の水位又は流量を示して<u>市長</u>に通知される。</p>	<p>・記述の統一</p> <p>・太田川原野谷川治水水防組合の解散に伴う変更</p>

磐田市水防計画書変更案 新旧対照表（令和4年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
	<p>される。</p> <p>また、避難のための立退きの指示（以下「避難の指示」という。）の判断に資するため、静岡県知事から市長にその通知に係る事項について通知される。</p> <p>なお、氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報（氾濫注意水位を下回った場合の情報（氾濫注意情報の解除）を含む）、氾濫発生情報の発表は、袋井土木事務所長から可能な範囲で発表される。</p>	<p>また、避難のための立退きの指示（以下「避難の指示」という。）の判断に資するため、静岡県知事から市長にその通知に係る事項について通知される。</p> <p>なお、氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報（氾濫注意水位を下回った場合の情報（氾濫注意情報の解除）を含む）、氾濫発生情報の発表は、袋井土木事務所長から可能な範囲で発表される。</p>	